

保育所 に活用できる 土地 を募集しています

駐車場用地



相続した家
空き家



西宮市が土地の所有者と保育事業者とのマッチングを行います



土地の条件

- 概ね 450 m² (約 140 坪) ~
- 幅員が 5m 以上の道路に接道していること
- 貸付が 20 年以上可能であること など

- ・賃貸借期間や賃料、売買にかかる契約条件は、所有者と保育事業者での交渉となります。
- ・保育事業者の事業提案内容等によっては、市の審査で選定されない場合があります。
- ・物件の情報やご相談内容は、本マッチング事業の目的以外には使用しません。

まずは、お気軽にご相談ください。

西宮市 保育施設整備課

西宮市六湛寺町 10-3

市役所本庁舎 7 階 76 番窓口

TEL 0798-35-3718

FAX 0798-35-5525

土地等を保育所に活用すると・・・

固定資産税・都市計画税が 5カ年度分免除

- 土地等にかかる維持費を軽減可能
- ・保育所等の土地又は土地・建物を保育事業者の有償に貸した場合、その土地等にかかる固定資産税・都市計画税を5カ年度分免除します。
- (例) 令和6年4月開設の場合
→令和7～11年度課税分が免除

中長期的な事業であり、 安定した資産活用が可能

- 貸付期間が20年以上
- 行政からの補助金等が財源
- ・保育事業者の運営費等は、行政からの補助金等が主な財源となるため、景気の影響を受けにくいのが特徴です。
- ・空室リスクを考える必要がなく、安定した資産活用が見込めます。

保育事業者への 賃借料補助

- 市独自の支援
- ・保育所の土地等を有償で借りた保育事業者に対し、その土地等にかかる賃借料の一部を市が補助します。
- (例) 賃料月額50万円以上の場合、月額50万円を超え100万円以下の部分の9割の金額について、最長で5カ年補助

土地管理の手間不要

- 土地貸付後は管理不要
- ・保育事業者が園舎を建て、保育所を運営するため、土地所有者には管理の手間が一切かかりません。
- ・契約形態が事業用定期借地の場合、賃料の一部について一括前払いを受けられる場合があります。

地域への貢献につながる

- 保育所としての土地活用が地域貢献に
- ・雇用情勢による共働き家庭の増加や幼児教育・保育の無償化実施等の要因により、本市の保育需要率は近年増加の一途を辿っており、本市では待機児童対策が喫緊の課題となっています。
- ・土地を保育所用地として活用することで、子育て世帯の支援、地域社会への貢献につながります。

ぜひ、活用を
ご検討ください

お問い合わせ

西宮市 保育施設整備課

西宮市六湛寺町10-3 市役所本庁舎7階 76番窓口

TEL 0798-35-3718